

大気汚染防止法に基づく  
水銀排出施設届出の手引き

令和4年10月

山梨県環境・エネルギー一部大気水質保全課

## 第1章 大気汚染防止法について

### 1. 大気汚染防止法の目的

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀等の排出等を規制すること等によって、大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。

そのため、この法律には、規制の対象となる施設や作業、届出の内容、排出基準、作業基準及び罰則等が定められています。

### 2. 大気汚染防止法の概要

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準は、「環境基準」として環境基本法で定められています。この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法では、排出基準等を定めて規制をしています。

大気汚染防止法（以下「法」という。）は、公害対策基本法の制定を受けて、昭和43年6月に従来「ばい煙の規制等に関する法律」に代わって制定され、同年12月から施行されたものです。

法では、工場や事業場（固定発生源）から排出、飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等を定めるとともに、大気汚染物質の排出者等に対して、これらの基準等の遵守を義務付け、人の生命や健康を害した場合は、事業者が無過失であっても損害を賠償する責任（無過失損害賠償責任）を定めています。また、法で定められている規制対象物質は、ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん（アスベスト）、有害大気汚染物質、水銀等となっています。

昨今、ばい煙量等の測定結果の記録の改ざん等が相次いだことから、平成22年5月にばい煙量等の測定結果の未記録に対する罰則が創設され、事業者の責務が強化されるとともに、アスベストの飛散防止対策の更なる強化を図るべく、平成26年6月1日から解体工事を実施する場合のアスベストの使用の有無についての事前調査の義務付けや届出義務者の変更もなされたところです。

また、平成30年4月1日からは、水銀排出施設に係る届出、排出基準の遵守義務等が追加されました。

### 3. 水銀排出施設に関する規制

水銀排出施設を設置している者、又は設置しようとする者には、主に次の義務があります。

#### (1) 水銀排出施設の届出義務（法第18条の28、第18条の29、第18条の30）

届出をしなければならない水銀排出施設は、法施行規則別表第3の3に規定されており、表1（P24）のとおりです。なお、主たる目的の事業が水銀排出施設の項目に該当しない場合でも、主たる目的以外の事業が水銀排出施設の項目に該当する場合は、当該事業に該当する項目について、届出が必要になります。

水銀排出施設の設置（変更を含む）については、原則として工事着手予定日の60日前までに届出が必要です。

ただし、電気事業法に規定する電気工作物又はガス事業法に規定するガス工作物であるばい煙発生施設は電気事業法又はガス事業法の相当規定により規定されているため

大気汚染防止法では適用除外となります。

(2) 排出基準遵守義務（法 第 18 条の 33）

排出基準に適合しない水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）を排出してはなりません。

水銀等に係る排出基準については、別表第 3 の 3 に規定されており、表 1 のとおりです。

(3) 水銀等の定期測定義務（法 第 18 条の 35）

水銀排出者は、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、3 年間保存しておかなければなりません。

測定項目、測定対象(規模)、測定回数については、法施行規則第 16 条の 19 に規定されており、表 2（P27）のとおりとなっています。また、測定方法については環境省告示第 94 号（平成 28 年 9 月 26 日）により定められています。

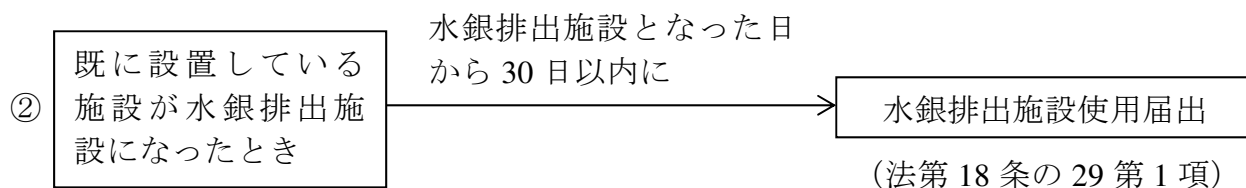
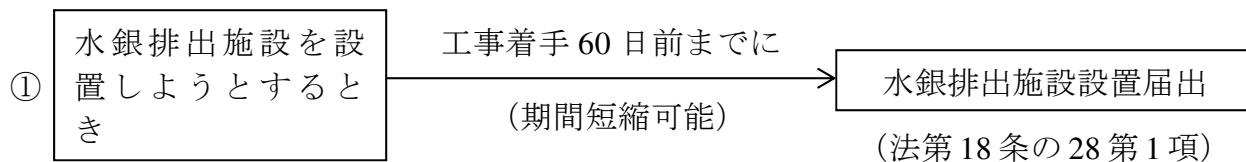
なお、水銀濃度測定結果の記録は、法施行規則様式第 7 の 2 による水銀濃度測定記録表、又は計量法第 107 条の登録を受けた者から交付を受けた水銀濃度の測定結果等についての証明書によるものである必要があります。

水銀濃度測定の実施については、計量法に基づく計量証明事業所に相談してください。

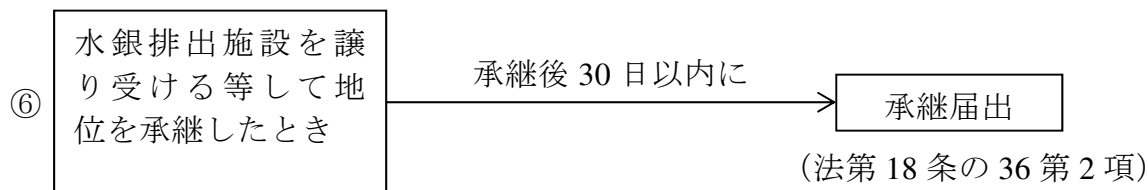
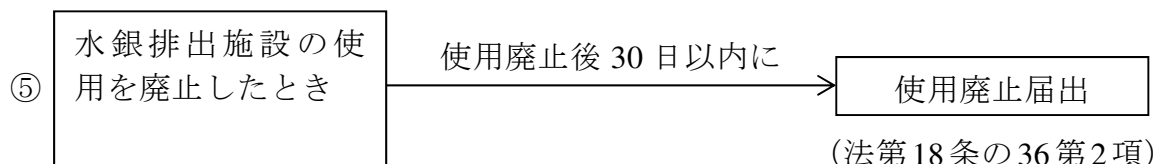
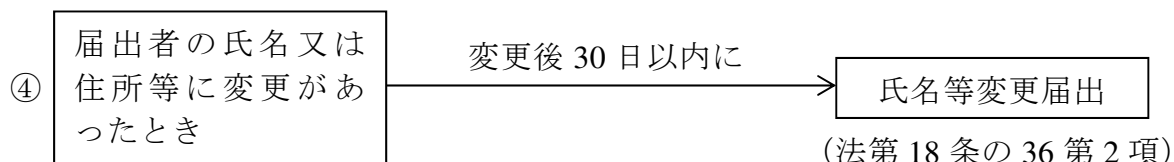
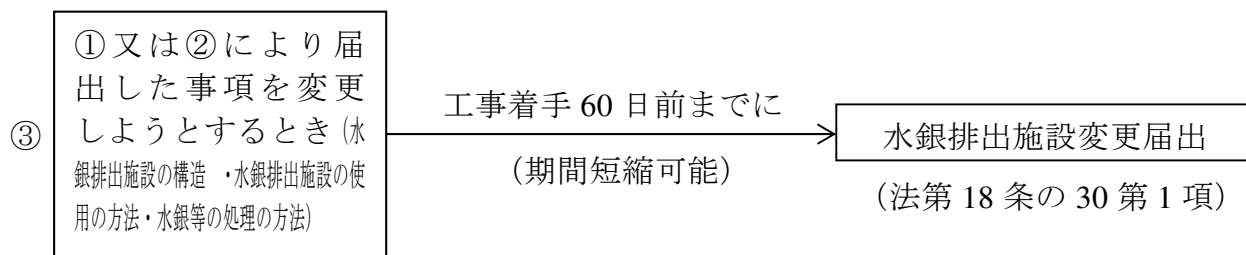
## 第2章 水銀排出施設に関する届出について

水銀排出施設の届出の概要と方法は次のとおりです。

### 1. 届出の種類と概要



※改正法の施行(平成 30 年 4 月 1 日)の時点で現に施設を設置している場合は、②に該当し、平成 30 年 4 月 30 日までに水銀排出施設使用届出が必要となります。



## 2. 届出の部数

正本1部及びその写し1部を提出してください。なお、写しは後日返却します。

## 3. 届出書の提出先

提出先は、工場等の所在地を管轄する林務環境事務所です。

ただし、甲府市内の工場等にあつては、甲府市環境部に提出してください。

担当課名	管轄市町村
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課 【韮崎市本町 4-2-4 北巨摩合同庁舎 4 階】 TEL : 0551(23)3090 FAX : 0551 (23) 3097	韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
甲府市環境部環境対策室 環境保全課 【甲府市上町 601-4 環境センター管理棟 1 階】 TEL : 055(241)4312 FAX : 055 (241) 6190	甲府市
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課 【甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎 3 階】 TEL : 0553(20)2739 FAX : 0553 (20) 2728	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課 【西八代郡市川三郷町高田 111-1 西八代合同庁舎 2 階】 TEL : 055(240)4141 FAX : 055 (240) 4189	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課 【都留市田原 2-13-43 南都留合同庁舎 3 階】 TEL : 0554(45)7811 FAX : 0554 (45) 7807	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

### 3. 届出書の記入要領

#### (1) 水銀排出施設設置届出書

様式第3の6

①

水銀排出施設設置 ~~(使用、変更)~~ 届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

②

山梨県知事 〇〇〇〇 殿

③

④

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名〕

①

大気汚染防止法第18条の28第1項 ~~(第18条の29第1項、第18条の30第1項)~~の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

⑤ 工場又は事業場の名称	〇〇〇〇株式会社 △△工場	※ 整理番号	
⑥ 工場又は事業場の所在地	△△市△△町△△番地	※ 受理年月日	年 月 日
⑦ 水銀排出施設の種類	8 廃棄物焼却炉 1基	※ 施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※ 審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※ 備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
⑧ 参 考 事 項			

- 備考
- 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

## 記入要領（様式第3の6・大気汚染防止法関係）

### ① 届出区分

- ・ 該当しないものを線で消すなどして、届出区分を明示する。  
設置： 新たに水銀排出施設を設置しようとするときの届出（法第18条の28第1項）  
使用： 法施行令の改正により、現に設置している施設が水銀排出施設となった際の届出（法第18条の29第1項）※改正法の施行（平成30年4月1日）の時点で現に施設を設置している場合は、使用届出に該当します。  
変更： 設置（法第18条の28第1項）又は使用（法第18条の29第1項）の届出をした者が、その水銀排出施設の構造等を変更しようとするときの届出（法第18条の30第1項）

### ② 届出年月日

- ・ 届出書を提出する日を記載する。

### ③ 宛名

- ・ 山梨県知事の氏名を記載する。

### ④ 届出者

- ・ 届出者が個人の場合は、氏名及び住所を記載する。  
届出者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記載する。

#### <押印について>

押印を求める手続きの見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年環境省令第31号）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたことから、押印は不要となりました。

なお、それまで押印をもって本人確認をすることとしていた書面等については、手続きの性質を踏まえ、以下に記載する「押印が求められている趣旨を代替する手段」によって、本人確認をします。

#### ○押印が求められている趣旨を代替する手段の例

- ・ 継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
- ・ 本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出
- ・ ID/パスワード方式による認証
- ・ 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人登記書類、個人・法人の印鑑証明等）のコピーや写真の電子ファイルでの添付
- ・ 他の添付書類による本人確認
- ・ 電話やウェブ会議等による本人確認
- ・ 署名を用いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）
- ・ 実地調査等の機会における確認

- ・ 届出者が法人の場合で、届出書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記載すること。）

⑤ **工場又は事業場の名称**

水銀排出施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記載する。

⑥ **工場又は事業場の所在地**

水銀排出施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地を記載する。

⑦ **水銀排出施設の種類**

大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載する。

2以上の施設にあてはまる場合は、主たる目的のものを記載する。

主たる目的の事業が水銀排出施設の項目に該当しない場合でも、主たる目的以外の事業が水銀排出施設の項目に該当する場合は、当該事業に該当する項目について、届出が必要。この際、ばい煙発生施設の届出に係る施設の種類と異なっても差し支えない。

届出施設の数も併記する。

⑧ **参考事項**

直近のばい煙発生施設の届出内容と重複する場合には、参考事項の欄に届出年月日を記載することで、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。なお、省略する場合には省略する項目が分かるように、参考事項の欄等に明記する。

※ 変更に係る届出（法第18条の29第1項）にあつては、添付する別紙の作成に当たり、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載すること。



## 水銀排出施設の構造

①工場又は事業場における施設番号	1号廃棄物焼却炉	
②名称及び型式	〇〇〇(株) △△型連続式焼却炉	
③設置年月日	年 月 日	年 月 日
④着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
⑤使用開始予定年月日	△△年△△月△△日	年 月 日
⑥規模	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )	
	燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)	
	原料の処理能力 (t/h)	
	火格子面積又は羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )	20
	変圧器の定格容量 (kVA)	
	焼却能力 (kg/h)	3500

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

記入要領（様式第3の6の別紙1・大気汚染防止法関係）

① 工場又は事業場における施設番号

- ・ “1号廃棄物焼却炉”、“廃棄物焼却炉NO. 2”等の施設番号であって、水銀排出施設に係るこれまでの届出における施設番号と重複しないものを記入する。
- ・ 当該番号は別紙1、別紙2及び別紙3で同一番号を記入する。

② 名称及び型式

- ・ 名称、メーカー名、型番等を記入する。

③ 設置年月日

- ・ 届出の種類が「使用届出（経過措置）」又は「構造変更届出」である場合、当該届出施設に係る設置年月日を記入する（設置届出の場合は記入不要）。

④ 着手予定年月日

- ・ 届出の種類が「設置届出」又は「変更届出」である場合、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記入する（使用届出の場合は記入不要）。

⑤ 使用開始予定年月日

- ・ 当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載する。

⑥ 規模

- ・ 次表を参照して、当該水銀排出施設が該当する規模の欄に記入する。

施行規則別表第三の三 の施設  施行令別表第一 等の区分  記載すべき規模欄	一 項 及 び 二 項 の 施 設	三 項 及 び 四 項 の 施 設			五 項 の 施 設				六 項 の 施 設	七 項 の 施 設	八 項 の 施 設	九 項 の 施 設		
	一 項	三 項 及 び 四 項	五 項	十 四 項	三 項 及 び 四 項	五 項	十 四 項	二 四 項	D X N 法	三 項 及 び 四 項	五 項	九 項	十 三 項 他	廃 棄 物 処 理 法 他
伝 熱 面 積	◎													
燃料の燃焼能力(重油換算)	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	◎		○	◎	◎	○	○
原材料の処理能力		◎	○	◎	◎	○	◎		◎	◎	○	○		
火格子面積又は羽口面断面積			◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎	○
変圧器の定格容量			◎			◎		◎			◎	◎		
焼 却 能 力													◎	○

◎：規模要件に係る規模欄 ○：規模要件以外の参考値を記入する規模欄

- ・ 燃料の燃焼能力において、重油でない燃料については、液体燃料は10 L、ガス燃料は16m<sup>3</sup>、固体燃料は16kgが重油10Lに相当するものとして、重油換算した量を記入する。
- ・ 施行規則別表第3の3第1項に係る施設については「燃料の燃焼能力」の欄を必ず記載する。
- ・ 施行令別表第1の5項及び14項の施設については、火格子面積と羽口面断面積の別を○で囲んだうえで面積を記入する。

## 水銀排出施設の使用の方法

① 工場又は事業場における施設番号		1号廃棄物焼却炉				
② 使用状況	1日の使用時間 及び月使用日数等	0時～ 24時 時間/回 回/日 28日/月		時～ 時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動	通年				
③ 原材料 (水銀等 の排出に 影響のあ るものに 限る。)	種類	木くず、紙くず				
	使用割合	木くず 90wt% 紙くず 10wt%				
	原材料中の水銀等 含有割合	木くず :0.071 mg/kg 紙くず :0.041 mg/kg				
	1日の使用量	最大 84t/d、通常 72 t/d				
④ 燃料 (水銀等 の排出に 影響のあ るものに 限る。)	種類	A重油				
	燃料中の水銀等の 含有割合	0.05 mg/kg				
	通常の使用量	最大 200kg/h 通常 100kg/h				
	混焼割合					
⑤排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)		湿り	最大 33,000	通常 30,000	最大	通常
		乾き	最大 28,000	通常 26,000	最大	通常
⑥ 排出ガス中の酸素濃度 (%)		11.5%				
⑦水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> )	全水銀	2.4 μg/m <sup>3</sup>				
	ガス状水銀	2.3 μg/m <sup>3</sup>				
	粒子状水銀	0.1 μg/m <sup>3</sup>				
⑧ 参考事項						

備考 1 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること

3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。

4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法等を記載すること。

## 記入要領（様式第3の6の別紙2・大気汚染防止法関係）

### ① 工場又は事業場における施設番号

- ・ 別紙1と同様の番号を記入する。施設が複数ある場合は、その順序も同様に記入する。

### ② 使用状況

- ・ 暖房用ボイラーなど使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記入する。

### ③ 原材料（水銀等の排出に影響のあるものに限る。）

- ・ 種類の欄には、当該届出施設等において使用する原料・原材料のうち水銀等の発生・排出に影響を及ぼすもののみ、原材料の種類を具体的（焼却炉における廃プラ・廃油・木くず・紙くず等や溶解炉における金属原料等）に記入する。
- ・ 使用割合の欄には、種類別にその割合を重量比%又は容量比%の別を明示して記入する。
- ・ 原材料中の水銀等含有割合の欄については、次により記載する。

◇種類別に単位を付して記入する。

◇できるだけ実態に即した値となるよう、実測値や文献値等の代表値、平均値を記入する（幅記載も可）。

◇一般廃棄物の水銀含有割合を実測する場合には、ピットから複数サンプルを採取・混合するなど、代表的な試料となるようにサンプリングし、分析する。なお、分析は、底質調査方法（平成24年8月環境省水・大気環境局）に準じて実施することが適当。

◇産業廃棄物のうち、紙くずや木くずなどの焼却対象物からも水銀が検出されているため、各施設で取り扱う紙くず、木くずなどについても、品目ごとに水銀含有割合を記載（必要に応じて実測）する。

◇梱包された状態での処理が求められる感染性廃棄物など、水銀含有量の測定が不可能な場合には、空欄でも良い。

◇廃棄物中の標準的な水銀含有量に関しては、環境省が実施した実態調査結果資料に掲載されているので、必要に応じて参考にする。

実態調査結果：<http://www.env.go.jp/press/files/jp/103188.pdf>

（水銀含有量は、表Ⅱ-4-1-4焼却対象物の水銀含有量（P52）に記載）

- ・ 1日の使用量の欄は、原材料の1日あたりの最大及び通常の使用量を種類別に単位を付して記入する。
- ・ 【使用届（法第18条の29）の場合】原材料中の水銀等の含有割合の欄について、できるだけ把握することが望ましいが、データ等が無い場合には、空欄でも差し支えない。

### ④ 燃料（水銀等の排出に影響のあるものに限る。）

- ・ 種類の欄には、当該届出施設等において使用する燃料のうち、水銀等の排出に影響のあるものについて具体的に記載する。
- ・ 燃料中の水銀等の含有割合の欄については、次により記載する。

◇種類別に単位を付して記載する。

◇できるだけ実態に即した値となるよう、実測値や文献値等の代表値、平均値を記載する（幅記載も可）。

- ・ 通常の使用量の欄には、届出施設を定格能力で稼働させた場合の使用量を最大として、また、

通常の使用方法で稼働させた場合の使用量を通常として、それぞれ単位を付して記載する。（以下、最大・通常の欄について同様。）

- ・ 混焼割合の欄には、異種燃料との混焼の場合のみ重量比%で記載する。
- ・ 【使用届（法第18条の29）の場合】燃料中の水銀等の含有割合の欄について、できるだけ把握することが望ましいが、データ等が無い場合には、空欄でも差し支えない。

#### ⑤ 排出ガス量 (m<sup>3</sup>/h)

- ・ 排出ガス量は、「実測値」、「計画値」及び「燃料使用量からの算出値」のうち当該施設に最も適していると思われる方法により、湿り排出ガス量と乾き排出ガス量をそれぞれ記載する。
- ・ なお、乾きは湿りから水分を差し引いた量のことである。

#### ⑥ 排出ガス中の酸素濃度 (%)

- ・ 当該施設の乾き排出ガス中の酸素濃度（設計値、測定値等）を容量%で記載する。

#### ⑦ 水銀濃度

- ・ 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載する。なお、水銀濃度は変動することが考えられるため、平常時の平均的な排出状況における複数の測定結果の平均値又はこれらの結果について測定値の幅を記載することでも差し支えない。
- ・ 設置の届出の時点で実測値が得られない場合は、設計値等を記載しても差し支えない。なお、設置届出後の定期測定において、定期測定の結果と設計値等が大きく異なる場合には、変更届を提出すること。
- ・ 水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度（処理施設が複数ある場合には最後の処理施設による処理後の濃度）を記載する。
- ・ その際、複数の届出施設等の水銀等が同一の処理施設で処理される場合であっても、各施設が単独に稼働し処理されたものとして、次式により計算する。

$$\text{処理後の濃度} = \text{水銀排出施設の出口濃度} \times (1 - \text{処理施設による捕集効率} * \times 0.01)$$

\* 捕集効率については、記載要領（様式第3の5の別紙3・大気汚染防止法関係）の⑦処理能力を参照。

- ・ また、原則として、標準酸素濃度（法施行規則別表第3の3備考3のOn）に換算する前の濃度を記載する。

標準酸素濃度換算後の濃度を記載する場合には、その旨を参考事項の欄に記載すること。

- ・ 【使用届（法第18条の29）の場合】水銀濃度について、できるだけ把握することが望ましいが、データ等が無い場合には、空欄でも差し支えない。なお、空欄とした場合には、施行後の定期測定の結果を踏まえて、変更届を提出すること。

#### ⑧ 参考事項

- ・ ①～⑦の記載についての補足のため次の事項を記載するが、書ききれない場合は別途資料を作成して添付する。

ア 燃焼における空気比及び燃料の比重

イ 水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況

ウ 水銀等の排出のために採っている方法

エ 燃焼装置の自動化、中央制御方式、節炭器、重油余熱器、空気余熱器がある場合はその種類等

オ その他水銀等の発生に関係のある事項

カ 工場事業場における施設担当者氏名、所属部課、電話番号等（届出調書（P18）等により報告

している場合には不要)

※届出調書とは、法改正等を速やかに連絡できるよう届出者の理解のもと提出をお願いする資料

## 水銀等の処理の方法

①	水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号		処理施設 1 - 1			
②	処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号		1号廃棄物焼却炉			
③	水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		AAA型 ろ過集じん機			
④	設	置	年	月	日	
⑤	着	手	予	定	年 月 日	
⑥	使	用	開	始	年 月 日	
⑦ 処 理 能 力	排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	湿り	最大 33,000 通常 30,000		最大 通常	
		乾き	最大 28,000 通常 26,000		最大 通常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	160°C			
		処理後	155°C			
	排出ガス中の酸素濃度 (%)		11.5%			
	水銀濃度 (µg/m <sup>3</sup> )	全水銀	処理前	8 µg/m <sup>3</sup>		
			処理後	2.4 µg/m <sup>3</sup>		
		ガス状水銀	処理前	7 µg/m <sup>3</sup>		
			処理後	2.3 µg/m <sup>3</sup>		
		粒子状水銀	処理前	1.0 µg/m <sup>3</sup>		
処理後			0.1 µg/m <sup>3</sup>			
捕集効率 (%)	全水銀	70%				
	ガス状水銀	67%				
	粒子状水銀	90%				
⑧ 使 用 状 況	1日の使用時間及び月使用日数等		0時～24時 時間/回 回/日 28日/月		時～ 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動					

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、施行規則様式第2による受理証の写しを添付する場合であつて都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

## 記入要領（様式第3の6の別紙3・大気汚染防止法関係）及び必要な添付書類

### ① 水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号

- ・ 処理施設1-1、2号ろ過集じん機などの水銀等の処理施設の施設番号であって、水銀等の処理施設のこれまでの届出における水銀等の処理施設の施設番号と重複しないものを記入する。

### ② 処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号

- ・ 別紙1及び別紙2と同一の施設番号を別紙1及び別紙2と同一順序で記載し、水銀排出施設と水銀等の処理施設の関係を示す。

当該処理施設を共用する他の届出施設がある場合には、その施設番号も併せて記載する。

### ③ 水銀等の処理施設の種類、名称及び型式

- ・ 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設について記載する。
- ・ なお、ばい煙排出規制の対応として導入されているバグフィルターや電気集じん機、スクラバーなどの排出ガス処理設備は、水銀等の大気排出抑制にも一定程度の効果があると考えられることから、「水銀等の処理施設の種類、名称及び型式」の欄には、ばい煙発生施設の届出における「ばい煙処理施設の種類、名称及び型式」と同じ施設を記載する。
- ・ A A A型ろ過集じん機、△△(株)電気集じん機A-1型、□□(株)スクラバーB-2型のように当該処理施設等の種類、名称及び型式を具体的に記載する。

### ④ 設置年月日

- ・ 既存の処理施設を使用する場合、当該処理施設の設置年月日を記載する。

### ⑤ 着手予定年月日

- ・ 当該処理施設の関係工事（基礎工事を含む）に着手する予定年月日を記載する。（既存の処理施設で、変更工事を行わない場合は、記載不要）

### ⑥ 使用開始予定年月日

- ・ 当該処理施設の使用開始予定年月日を記載する。（既存の処理施設で、変更工事を行わない場合は、記載不要）

### ⑦ 処理能力

- ・ 排出ガス量の欄は、当該処理施設で処理する湿り及び乾き排出ガス量を記載する。  
なお、複数の施設の排出ガスを集合して処理している場合は、それらの施設の合計量を記載する。（以下、処理能力の記載にあたって同じ。）
- ・ 排出ガス温度の欄は、処理前については処理施設入口の平均温度、処理後については処理施設出口の平均温度を記載する。
- ・ 排出ガス中の酸素濃度の欄は、当該処理施設出口における乾き排出ガス中の酸素濃度（設計値、測定値等）を容量%で記載する。
- ・ 水銀濃度の欄は、当該処理施設等で処理する水銀等の乾き排出ガス中の濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載する。なお、水銀濃度は変動することが考えられるため、平常時の平均的な排出状況における複数の測定結果の平均値又はこれらの結果について測定値の幅を記載することでも差し支えない。
- ・ 捕集効率の欄は、次式により記載する。



$$\text{補集効率(\%)} = \frac{(\text{処理施設入口における水銀等の量}) - (\text{処理施設出口における水銀等の量})}{(\text{処理施設入口における水銀等の量})} \times 100$$

※処理施設が複数の場合には、それぞれの処理施設における捕集効率を記入するが、2つ目以降の処理施設の捕集効率は、直前の処理施設で処理した後の排ガスに対する捕集効率を記載すること。

- 水銀濃度（処理前）及び捕集効率の欄について、水銀濃度（処理前）には水銀等の処理施設（排ガス処理設備）における水銀等の捕集前の排出ガス中の水銀濃度を記載するが、施設の構造上の理由などにより測定が不可能な場合においては、水銀濃度（処理前）及び捕集効率の欄は空欄でも差し支えない。
- 排出ガス処理方法別の排出ガス中水銀濃度に関しては、環境省が実施した実態調査結果資料に掲載されているので、必要に応じて参考にする。

実態調査結果：<http://www.env.go.jp/press/files/jp/103188.pdf>

- 【使用届（法第18条の29）の場合】水銀濃度及び捕集効率について、できるだけ把握することが望ましいが、ガス状水銀と粒子状水銀を分けて測定していない場合には、把握している水銀の濃度のみの記載でも差し支えない。また、データ等が無い場合には、空欄でも差し支えない。なお、当該事項は、各事業者において、当該施設の平常時の平均的な処理能力（排出ガス中の水銀濃度、捕集効率等）を把握した上で、適切な管理を行うことが望ましいという趣旨から記載を求めるものであり、施行後の定期測定の結果を踏まえて、変更届を提出すること。

## ⑧ 使用状況

- 別紙2の例により、記載する。

## 【届出書に添付が必要な書類】

- 届出書に添付が必要な書類は次表のとおりですが、併記できるものについては、同一書類に記入しても構いません。
- 書類は、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4版で作成してください。

種類	NO.	事 項	記 載 内 容 等
法施行規則第10条の5第2項に定める事項に係る書類	1	水銀等の排出方法	○排出口以外から水銀等が排出される場合に必要（焼却炉の場合、投入口開閉時の排出も含み、無い場合の無い旨の記述が必要）
	2	水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所	○工場等への案内図 ○工場等内における施設の配置図
	3	水銀等の排出及び水銀等の処理に係る操業の系統の概要	○フローチャート図等で作成
	4	煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所	○測定口の設置箇所を示した煙道の図面（屈曲部位からの距離、測定孔の直径、測定孔設置場所の煙道の径、測定孔の高さが判別できるもの）
	5	緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法	○様式等の余白への記入、専用資料の作成又は届出調書の添付
別紙の備考により添付が必要な書類	6	水銀排出施設の構造とその寸法を記入した概要図	○主要部位の名称を記入すること（部位に番号を割り当て、番号対照名称一覧表を添付しても可）
	7	水銀等の処理施設の構造とその寸法を記入した概要図	○主要部位の名称を記入すること（部位に番号を割り当て、番号対照名称一覧表を添付しても可）
届出内容が相当であるかどうかの判断に要する書類	8	水銀排出施設の仕様書	○届出の規模要件に係る定格能力等を担保する書類 ○捕集効率等の算出根拠となる書類 ○付属設備が多い場合（廃棄物焼却炉等）
	9	水銀等の処理施設の仕様書	・送風機、助燃バーナー等主要設備の規格、能力等の一覧表 ・温度計等主要計測装置の位置（図面上にも記載）及び記録計の有無
	10	煙突の概要図	○煙突の実高さ、排出口の形及び直径が判別できる図面
	11	水銀等の発生に係る原材料及び燃料の分析表	○原材料及び燃料の分析結果又は類似材料の根拠文献など
	12	水銀等の発生に係る計算書	○排出ガス量、水銀等の処理等に係る計算書
	13	その他審査に必要な参考書類	○必要に応じて提出（製造工程等や施設番号が明示された廃止施設の場内の配置図等）

## 届 出 調 書

事業場 ID	※	届出 ID	※
工場又は 事業場	名 称		
	所在地		
	TEL・FAX NO.		
届 出 者	氏名又は名称		
	住 所		
	代表者の氏名 (法人に限る)		
	TEL・FAX NO.		
送 付 先	名称		
	住所		
	TEL・FAX NO.		
緊急時 連絡先	名称		
	TEL・FAX NO.		
その他緊急時の連絡方法			
その他	業 種		
今回の届 出・申請に 併せて行 う他法令 の届出・申 請	法 律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法</li> <li>・ ダイオキシン類対策特別措置法</li> <li>・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> </ul>	
	条 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定工場</li> <li>・ 特定施設 ( )</li> </ul>	
備 考			

- 備 考 1 条例とは、山梨県生活環境の保全に関する条例をいう。  
2 ※の欄には、記載しないこと。

(2) 水銀排出施設使用届出書及び変更届出書

(1) の水銀排出施設設置届出書 (P.6) を参考に作成してください。なお、変更に係る届出 (法第 18 条の 30 第 1 項) にあつては、添付する別紙の作成に当たり、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記入してください。

(3) 氏名等変更届出書  
様式第4

氏 名 等 変 更 届 出 書

① ○○年○○月○○日

②

山梨県知事 ○○○ 殿

○○市○○一丁目○番○号

③ 届出者

○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名)

④

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項及び第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

⑤ (ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設) の別	水銀排出施設		※整理 番号	
	⑥ 変更の内容	変更前		
	変更後	代表取締役社長 ○○○○	※受理 年月日	年 月 日
⑦ 変更年月日	△△年△△月△△日		※施設 番号	
⑧ 変更の理由	代表者が変更になったため		※備考	

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

⑨ 工場又は事業場の名称及び所在地

[名称] ○○(株) 山梨工場 [所在地] ○○郡○○町○○123

〜〜

記入要領(氏名等変更)

- ① 届出年月日 : 届出書を提出する日を記入する。
- ② 宛名 : 山梨県知事の氏名を記入する。
- ③ 届出者 : ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書等の記入要領を参照。
- ④ 届出内容 : 該当しないものを線で消し、届出内容を明示する。
- ⑤ 施設の別 : 該当するもの全てを記載する。
- ⑥ 変更内容 : 変更の内容を、変更前・変更後で記載する。
- ⑦ 変更年月日 : 変更の事実があつた日を記載する。
- ⑧ 変更の理由 : 変更の理由について、簡潔に記載する。
- ⑨ 工場又は事業場の名称及び所在地 : 欄外に、届出を行っている工場又は事業場の名称及び所在地を記載すること。

使用廃止届出書

①  
〇〇年〇〇月〇〇日

②  
山梨県知事 〇〇〇〇 殿

③  
届出者 〇〇市〇〇一丁目〇番〇号  
〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇

[氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名]

④  
~~ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）~~の使用を廃止したので、~~大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）~~の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	⑤ の別	水銀排出施設	※整理 番号	
⑥ 工場又は事業場の名称		〇〇(株)山梨工場	※整理 番号	
⑦ 工場又は事業場の所在地		甲府市〇〇 1-2-3	※受理 年月日	年 月 日
⑧ 施設の種 類		8 廃棄物焼却炉 1基	※施設 番号	
⑨ 施設の設置場所		別添配置図のとおり		
⑩ 使用廃止の年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	※備考	
⑪ 使用廃止の理由		施設の更新のため		

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。  
 4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

記入要領（廃止）

- ① 届出年月日： 届出書を提出する日を記入する。  
 ② 宛名： 山梨県知事の氏名を記入する。  
 ③ 届出者： 水銀排出施設設置（使用・変更）届出書等の記入要領を参照。。  
 ④ 届出内容： 該当しないものを線で消し、届出内容を明示する。  
 ⑤ 施設の別： 該当するもの全てを記載する。  
 ⑥、⑦ 工場又は事業場の名称、所在地： 廃止した施設が設置されていた工場又は事業場の名称、所在地を記入する。  
 ⑧ 施設の種 類： 水銀排出施設は、大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記入する。その際、併せて基数も記入することが望ましい。  
 ⑨ 施設の設置場所： 廃止した施設の施設番号（設置届出又は使用届出をしたときに付されたもの）を明記した図面等を添付すること。  
 ⑩ 使用廃止の年月日： 施設の使用を廃止した年月日を記入する。  
 ⑪ 使用廃止の理由： 施設の使用を廃止した理由について、簡潔に記載する。

(5) 承継届出書

様式 6

承 継 届 出 書

① ○○年○○月○○日

② 山梨県知事 ○○○○ 殿

③ 届出者 ○○市○○一丁目○番○号  
 ○○株式会社  
 代表取締役社長 ○○○○

[氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名]

④

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

⑤ ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設 の別	水銀排出施設	※整理 番号	
	⑥工場又は事業場の名称	○○(株)山梨工場	
⑦工場又は事業場の所在地	○○市 1-2-3	※受理 年月日	年 月 日
⑧施設の種類	※施設 番号	※施設 番号	
⑨施設の設置場所	※備考		
⑩承継年月日	○○年○○月○○日		
⑪被承継者	氏名又は名称	(株)△△	※備考
	住所	○○市○○	
⑫承継の原因	合併のため		

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

⑬ 承継前の工場又は事業場の名称 (株)△△ 甲府工場

## 記入要領（承継）

- ① 届出年月日： 届出書を提出する日を記入する。
- ② 宛名： 山梨県知事の氏名を記入する。
- ③ 届出者： 施設を譲り受け、前届出者の地位を承継した者が届出者となる。  
その他については、ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書等の記入要領を参照。
- ④ 届出内容： 該当しないものを線で消し、届出内容を明示する。
- ⑤ 施設の別： 該当するもの全てを記載する。
- ⑥、⑦ 工場又は事業場の名称、所在地： 承継後の工場又は事業場の名称、所在地を記入する。
- ⑧ 施設の種類： ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記入する。  
その際、併せて基数も記入することが望ましい。
- ⑨ 施設の設置場所： 承継した施設の施設番号（設置届出又は使用届出をしたときに付されたもの）を明記した図面等を添付する。
- ⑩ 承継年月日： 施設を譲り受けた年月日を記入する。
- ⑪ 被承継者： 施設を譲り渡した人の氏名、名称及び住所を記入する。
- ⑫ 承継の原因： 譲渡、相続、合併等、承継の理由を記入する。
- ⑬ 承継前の工場又は事業場の名称： 欄外に、承継前の工場又は事業場の名称を記載する。



表1 水銀排出施設及び排出基準

(大気汚染防止法施行規則別表第3の3及び附則別表第1より抜粋、一部改変)

項 番号	施設の種類	排出基準 (µg/m <sup>3</sup> ) (注1)	
		新設	既設 (注2)
1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの (石炭を専焼させるものを除く。)	10	15
2	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、前項に掲げるもの以外のもの	8	10
3	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの (専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	15	30
4	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの (専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	30	50
5	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬 (鉛合金の製造を含まない。) の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令 (平成十一年政令第四百三十三号) 別表第一の三の項に掲げる施設 (専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	100	400
6	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの (専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	30	50
7	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	50	80 (注3)

項 番号	施設の種類	排出基準 (μg/m <sup>3</sup> ) (注1)	
		新設	既設 (注2)
8	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一の二号、第十二号若しくは第十三の二号に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）	30	50
9	廃棄物処理法施行令第六条第一項第二号ホ（2）若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）	50	100

備考

- 1 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち硫化鉍の重量の割合が五〇パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉍の重量の割合が五〇パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。
- 2 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。
- 3 この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。
  - 一  $C = C_s$
  - 二  $C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$
この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C : 水銀等の量 (単位 μg)

O<sub>n</sub> : 次の表の値とする。

施設の項番号	O n
一の項、二の項	6
七の項	1 0
八の項、九の項	1 2

O s : 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）  
（単位%）

C s : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの（単位 $\mu$ g）

4 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

（注1） 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新設施設の排出基準が適用される。

既存施設において、排出基準に適合しない施設を当該基準に適合させるための大幅な改修が行われる場合には、排出基準の適用が施行日から最大2年間（改修に係る機関に限る）猶予される（この場合の改修後の施設が遵守すべき基準は既存施設に係る基準）。また、排出基準に適合させるための改修を実施するために廃棄物処理法による許可又は届出が必要な施設については、別途適用猶予の規定（法施行規則附則第2条第4項）がある。

（注2） 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む）

（注3） 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、  
140 $\mu$ g/m<sup>3</sup>

表2 定期測定の種類（大気汚染防止法施行規則第16条の19）

施設の規模	測定頻度（回数）（注1）
排出ガス量（注2）が4万 m <sup>3</sup> /時以上の施設	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量（注2）が4万 m <sup>3</sup> /時未満の施設	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
別表第三の三の三の項及び四の項に掲げる水銀排出施設のうち、専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
別表第三の三の五の項に掲げる水銀排出施設のうち、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

（注1） 水銀排出施設が、連続する3年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、粒子状水銀を測定することを要しない。ただし、3年を超えない期間に1度以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定することにより、当該要件を満たしていることを確認すること（当該期間において、当該施設について法第十八条の二十五の規定による構造等の変更の届出を行わない場合又は水銀排出施設への投入物に大幅な変更がない場合に限る。）。

- 一 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること
- 二 定期測定の結果（法施行規則第十六条の十二第三号の規定による再測定を行った場合は、同条第四号の規定による測定の結果）の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、50マイクログラム未満である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5パーセント未満であるもの
- 三 定期測定の結果（法施行規則第十六条の十二第三号の規定による再測定を行った場合は、同条第四号の規定による測定の結果）の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、50マイクログラム以上である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5パーセント未満であり、かつ、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、粒子状水銀の量が2.5マイクログラム未満であるもの

（注2） 排出ガス量は、湿り排出ガス量で判断する。

【定期測定結果の評価について（法施行規則第十六条の十九第三、四号）】

○定期測定の結果が排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、次の期間内に3回以上測定（以下「再測定」という。）を行い、その結果を得ること。

- イ 定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超える場合  
定期測定の結果を得た日から起算して30日
- ロ イ以外の場合  
定期測定の結果を得た日から起算して60日

※なお、定期測定の結果が出た時点で定期点検等のため休止している場合や、自然災害等によるや

むを得ない場合は、上記の限りではなく、また再測定のみを目的に施設を稼働する必要はないが、  
県に相談するとともに、できる限り速やかに再測定を行うこと。

○再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除く全ての測定値の平均値とする。

また、当該測定結果が排出基準を超過した場合には、直ちに県に報告すること。